

香川県公報発行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第23号

香川県公報発行規則等の一部を改正する規則

(香川県公報発行規則の一部改正)

第1条 香川県公報発行規則(昭和36年香川県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲載事項)</p> <p>第4条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、告示、公告その他公表を要するもののうち、<u>総務学事課長</u>が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(掲載の手続)</p> <p>第5条 県報に掲載する事項は、発行日の4日（休日条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）前までに、その原議書に原稿を添えて<u>総務学事課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(閲覧)</p> <p>第8条 公告式条例第6条第3項の規定により書面をもって発行した県報は、<u>総務学事課</u>及び県庁本館1階に備え置いて一般の閲覧に供する。</p>	<p>(掲載事項)</p> <p>第4条 県報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、告示、公告その他公表を要するもののうち、<u>法務文書課長</u>が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(掲載の手続)</p> <p>第5条 県報に掲載する事項は、発行日の4日（休日条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）前までに、その原議書に原稿を添えて<u>法務文書課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(閲覧)</p> <p>第8条 公告式条例第6条第3項の規定により書面をもって発行した県報は、<u>法務文書課</u>及び県庁本館1階に備え置いて一般の閲覧に供する。</p>
<p>(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)</p> <p>第2条 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和40年香川県規則第44号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
<p>(不動産鑑定業者登録簿等の供覧)</p> <p>第3条 政令<u>第3条第1項</u>の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を<u>香川県環境森林部環境政策課</u>内に置く。</p>	<p>(不動産鑑定業者登録簿等の供覧)</p> <p>第3条 政令<u>第4条第1項</u>の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を<u>香川県環境森林部環境・水政策課</u>内に置く。</p>

(香川県情報公開審査会規則の一部改正)

第3条 香川県情報公開審査会規則（昭和62年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>総務部県民活動・男女共同参画課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>政策部県民参画課</u> において処理する。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第4条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公衆の縦覧の場所) 第3条 条例第2条第8項（条例第5条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の公衆の縦覧の場所は、 <u>香川県総務部県民活動・男女共同参画課</u> とする。	(公衆の縦覧の場所) 第3条 条例第2条第8項（条例第5条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の公衆の縦覧の場所は、 <u>香川県政策部県民参画課</u> とする。
(事業報告書その他の書類の閲覧) 第8条 条例第8条第5項の閲覧は、 <u>香川県総務部県民活動・男女共同参画課</u> において行うものとする。 2 略	(事業報告書その他の書類の閲覧) 第8条 条例第8条第5項の閲覧は、 <u>香川県政策部県民参画課</u> において行うものとする。 2 略

(香川県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第5条 香川県個人情報保護審議会規則（平成11年香川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>総務部県民活動・男女共同参画課</u> において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>政策部県民参画課</u> において処理する。

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第6条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、税務課、環境管理室、森林整備室、生活福祉課、健康福祉課、保健対策課、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、 <u>用地管理課</u> 、道路課、河川港湾課及び開発課を置く。 2 略	(組織) 第1条 香川県小豆総合事務所（以下「小豆総合事務所」という。）に、総務課、税務課、環境管理室、森林整備室、生活福祉課、健康福祉課、保健対策課、衛生課、農業改良普及課、家畜保健衛生室、土地改良課、 <u>監理課</u> 、道路課、河川港湾課及び開発課を置く。 2 略
(分掌事項) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) <u>農業水利の調整に関すること。</u> (12) <u>土地改良区の運営の指導及び検査に関すること。</u> (13) <u>土地改良事業資金に関すること。</u> (14) <u>土木事業の執行に伴う工事の請負契約に関すること。</u> (15) <u>建設業者の指導監督に関すること。</u> (16) <u>浄化槽工事業者の指導監督に関すること。</u> (17) 略 2～10 略 11 略 (1)・(2) 略 (3) <u>農林水産省所管の海岸(漁港区域に係るものを除く。)の保全事業及び災害復旧事業に関すること。</u> 12 <u>用地管理課</u> の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>県営土地改良事業により生じた土地改良施設の管理に関すること。</u> (2) <u>農林水産省所管の海岸(漁港区域に係るものを除く。)の管理に関すること。</u>	(分掌事項) 第2条 総務課の分掌事項は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 略 2～10 略 11 土地改良課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関すること。</u> (2) <u>県営土地改良事業により生じた土地改良施設の管理に関すること。</u> (3) <u>農業水利の調整に関すること。</u> (4) <u>土地改良区の運営の指導及び検査に関すること。</u> (5) <u>土地改良事業資金に関すること。</u> (6)・(7) 略 (8) <u>農林水産省所管の海岸(漁港区域に係るものを除く。)の管理、保全事業及び災害復旧事業に関すること。</u> 12 <u>監理課</u> の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>土木事業の執行に伴う工事の請負契約に関すること。</u>

(3) 略

(4)～(9) 略

(10) 用地の買収及び物件その他の補償に関すること。

(11) 買収用地の所有権移転登記に関すること。

13～16 略

(2) 略

(3) 建設業者の指導監督に関すること。

(4) 凈化槽工事業者の指導監督に関すること。

(5)～(10) 略

(11) 土木事業の執行に伴う用地の買収及び物件その他の補償に関するこ
と。

(12) 土木事業の執行に伴う買収用地の所有権移転登記に関すること。

13～16 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。